

2021年1月28日

テナント各位

東京団地倉庫株式会社
(BCPウイルス感染対策委員会)

東京団地倉庫 新型コロナウイルス感染予防等対策指針

拝啓弊社事業所運営にあたりましては、日頃よりご理解とご協力を賜りまして御礼申し上げます。

さて、標記の感染症拡大リスクは未だ収まりを見せていない状況が続き、弊社施設でもテナント様から陽性反応者発生の報告が、数件ではありますが上がってきている状況となっております。

弊社といたしましては、東京団地倉庫の共同倉庫として、また、都内の重要な物流拠点としての役割・重要性を再度認識し、本件についての物流施設の運営管理業務を行う取り組みはもちろん、テナント各社の感染防止等の取り組みを後押しするべく、下記のとおり指針(対応策)を表明いたします。関係各位へご周知いただきますようお願いいたします。

敬具

記

予防について

1. 弊社業務体制

- (1) 管理室社員は2020年3月23日以降毎日出社前の検温を実施し、平熱を確認してから出社し、体調確認を毎朝の朝礼時確認し合っております。また発熱した社員については自宅待機、その後の病院検査・保健所連絡のスキームを周知いたしております。また接触者についても定められたスキーム対応を実施いたします。
- (2) 管理棟入館時の手・指消毒を徹底し、管理室業務時間中は、社員全員がマスクを着用して対応をいたしております。
- (3) 通勤については通勤時、退社時の混雑をさけるよう、シフトによる時差通勤を実施しております。
- (4) 各イベントの延期、中止等都度テナント様へご連絡の上、いわゆる“密”を避ける運営をおこなっております。

- (5) 2020年10月より管理事務室については分室化し、管理室社員も2チームにわけ、各チームとも接触がないような業務体制としております。
- (6) 2020年10月より管理棟入口および本社入口に検温器を設置し、来客者に対して検温を実施しております。
- (7) 2020年11月より本社においては通常出勤と在宅勤務を併用しており、今後の感染拡大状況にも対応すべく勤務体制の整備を行っております。

2. テナント様・荷主様

各社様におかれましても本件予防スキームを確立していただき、実施いただくことを強く要望いたします。具体的には

- (1) 健康管理
- (2) 通勤
- (3) 勤務
- (4) 休憩・休息
- (5) 設備・器具
- (6) 部外者の立ち入り・部外者との接触
- (7) 社員の意識向上
- (8) 連絡体制の確立

等の観点からのスキームが必要となるかと存じます。

上記(1)健康管理において発熱(37.5度以上)があった場合、速やかに弊社に連絡してください。

その上で、本人に病院で診察を受けるよう促し、その結果、検査が必要か否か本人に確認してください。

感染疑義者が発生した場合

1. 弊社社員について

感染疑義者発生の際の弊社スキームに基づき行動いたします。

- (1) 発熱(37.5度以上)があり、病院で検査が必要と診断された場合、社員は本社対策委員会へ連絡の上、自宅待機とします。
- (2) 社員と接触した者の確認を行い、該当者についても自宅待機とし、病院で検査を受けさせます。
- (3) また、社員の同居人が発熱し、病院で検査が必要と診断された場合、社員は本社対策委員会へ連絡の上、病院で検査を受け自宅待機とします。

- (4) 感染疑義者の動線を確認し、管理室および管理棟共用部の消毒を実施します。
- (5) 社員の検査結果が陰性の場合、本社対策委員会は社員の健康状態を確認し、問題なければ出社可能とします。接触者についても検査結果が陰性の場合、出社可能とします。

2. テナント様・荷主様

弊社施設が共同倉庫であることを念頭においていただき、感染者が発生した際に、他のテナント様への感染拡大を未然に防ぐ為、下記の迅速なご対応をお願いします。

- (1) 感染疑義者が確認された時点で、接触者を含めて自宅待機として、直ちに弊社に連絡して下さい(弊社はその時点で共用部の消毒を実施します)。
- (2) 感染疑義者については、病院で検査を受けて下さい。
- (3) 感染疑義者の動線を確認し、専用部内の消毒を可能な限り実施して下さい。
- (4) 感染疑義者については、検査結果が陰性の場合、出社可能としてください。

なお、弊社指針における感染疑義者は以下のとおりです。

- 発熱(37.5度以上)があり、病院で検査が必要と診断された者
- 上記の者と接触があった者
- 陽性者と接触があった者

感染者が発生した場合

1. 弊社社員について

感染者発生段階での弊社スキームに基づき行動いたします。

- (1) 感染が確認された社員は本社対策委員会へ連絡の上即時自宅待機とします。
また接触者の確認を行い、該当者についても自宅待機とします。
- (2) 感染者が発生した管理室の社員は自宅待機し、検査結果が判明するまで自宅待機とします。
- (3) 感染者が発生した管理室は消毒完了まで使用いたしませんので、その間の業務対応・連絡対応は分室化したもう一方の管理室社員が対応します。
- (4) 管理棟玄関に「感染者発生」の旨掲示のうえ管理室の出入りをご遠慮頂きます。
ご連絡は電話にてお願いいたします。
- (5) 管理室および管理棟共用部の消毒を実施いたします。

2. テナント様・荷主様

弊社施設が共同倉庫であることを念頭においていただき、感染者が発生した際に、他のテナント様への感染拡大を未然に防ぐ為、下記の迅速なご対応をお願いします。

- (1) 直ちに弊社に連絡して下さい(弊社が共用部の消毒を実施します。)
- (2) 感染者については、保健所の指示に従い、自宅待機等をさせて下さい。

- (3) 関東運輸局交通政策部環境・物流課に報告して下さい。
倉庫協会については感染者情報について当初国交省からの要請を受け、本指針に報告するよう掲載しておりましたが、現時点ではプライバシー保護を含めた情報管理等の観点から報告の必要はなく、関東運輸局のみ報告で結構です。
- (4) 感染者と接触した方は、病院で検査を受けて自宅待機とし、感染者を含めて陰性結果が出るまでは出社を控えて下さい。
- (5) 専門業者による専用部内の消毒を実施して下さい。
(弊社からの業者紹介も可能です)
- (6) 感染者が 2 名以上確認された場合、クラスター (集団感染) の疑いがあるため、共同倉庫における感染拡大防止の観点に基づき、弊社から専用部内の閉鎖を要請する場合があります。
- (7) 注意喚起の為、弊社からテナント各社様に対して、感染結果について周知します。その際、弊社から感染者が所属するテナント社名の公表はいたしません。
- (8) 専用部閉鎖後の営業再開にあたっては、病院での検査を受けて陰性だった方が業務に従事して下さい。

なお、弊社指針における接触者は以下のとおりです。

(濃厚接触者の定義とは異なります。)

「本人と同一部署の人、また異なる部署であっても同一の職場で 3 日以内に本人と会話をした人、および本人と同一物に触れた人を接触者とする。」

その他

弊社主催のイベント開催 (テナント会議等) は当面中止とし、再開については今後の状況を見て判断いたします。その他不明な点、ご質問等ありましたら管理室までご連絡ください。

弊社といたしましては冒頭申し上げましたとおり、共同倉庫であることを念頭におき、一部倉庫から仮に感染者が出たとしても、ウイルスの感染拡大 (クラスター状態) に至らないよう、迅速な対応 (指定場所の閉鎖要請を含む) を実施いたしますことをあらかじめご了解ください。

以上

連絡先

関東運輸局 交通政策部環境・物流課	045-211-7210
東京団地倉庫 業務部（本社）	03 - 3641 - 1234
東京団地倉庫 平和島事業所管理室	03 - 3765 - 0321
東京団地倉庫 板橋事業所管理室	03 - 3975 - 7431
東京団地倉庫 足立事業所管理室	03 - 3855 - 3231
東京団地倉庫 葛西事業所管理室	03 - 3680 - 1131

相談窓口

新型コロナコールセンター一般相談窓口	0570 - 55 - 0571
東京都発熱相談センター	03 - 5320 - 4592
大田区保健所新型コロナ受診相談窓口（*1）	03 - 5744 - 1360
板橋区保健所板橋区新型コロナ健康相談窓口（*2）	03 - 5877 - 4834
足立区保健所帰国者接触者電話相談センター（*3）	03 - 3880 - 5747
江戸川区保健所清新町健康サポートセンター（*4）	03 - 3878 - 1221

（*1）～（*4）についての電話受付は、平日9時から17時、
平日17時から翌日9時および土曜日、日曜日、祝日の終日の電話相談窓口は
「都・特別区・八王子市・町田市合同電話相談センター」TEL03-5320-4592

2021年1月28日

テナント各位

東京団地倉庫株式会社
(BCPウイルス感染対策委員会)

新型コロナウイルス感染予防等対策指針(2020年8月13日付)の修正事項履歴

弊社業務体制について(2020年11月2日追加)

予防について(本文下線部、2ページ1行目)

弊社業務体制

(5)2020年10月より、管理事務室については分室化し、管理室社員も2チームにわけ、各チームとも接触がないような業務体制としております。

(6)2020年10月より、管理棟入口および本社入口に検温器を設置し、来客者に対して検温を実施しております。

(7)2020年11月より、本社においては通常出勤と在宅勤務を併用しており、今後の感染拡大状況にも対応すべく勤務体制の整備を行っております。

以上

発熱時の対応および接触者について(2020年12月9日追加)

予防について(本文下線部、2ページ19行目)

2.テナント様・荷主様

上記(1)健康管理において発熱(37.5度以上)があった場合、速やかに弊社に連絡してください。

その上で、本人に病院で診察を受けるよう促し、その結果、検査が必要か否か本人に確認してください。

感染者が発生した場合(本文下線部、4ページ16行目)

なお、弊社指針における接触者は以下のとおりです。

(濃厚接触者の定義とは異なります。)

「本人と同一部署の人、また異なる部署であっても同一の職場で3日以内に本人と会話をした人、および本人と同一物に触れた人を接触者とする。」

以上

感染疑義者の定義、感染者が発生した場合の当社管理室の対応、および感染者が発生した場合の報告先について（2021年1月28日追加・修正）

感染疑義者が発生した場合（本文赤字下線部、3ページ12行目）

2．テナント様・荷主様

（4）感染疑義者については、検査結果が陰性の場合、出社可能としてください。

なお、弊社指針における感染疑義者は以下のとおりです。

発熱（37.5度以上）があり、病院で検査が必要と診断された者

上記の者と接触があった者

陽性者と接触があった者

感染者が発生した場合（本文赤字下線部、3ページ22行目）

1．弊社社員について

修正前

（2）感染者のいる管理室社員は管理職（所長等）を除き自宅待機し、検査結果が判明するまで自宅待機とします。また管理室は消毒完了まで使用いたしません。

（3）管理職が感染した場合は弊社他部所より管理職1名を配備するか、発生部所の管理職に準じた社員の配備をおこないます。

（6）上記項目は現在計画中の弊社事務所2分割化がなされた後は変更になる部分があります。その際は別途ご連絡いたします。

修正後

（2）感染者が発生した管理室の社員は自宅待機し、検査結果が判明するまで自宅待機とします。

（3）感染者が発生した管理室は消毒完了まで使用いたしませんので、その間の業務対応・連絡対応は分室化したもう一方の管理室社員が対応します。

（6）項目削除

感染者が発生した場合（本文赤字下線部、4ページ1行目）

2．テナント様・荷主様

修正前

（3）管轄官庁、日本倉庫協会及び東京倉庫協会に報告して下さい。

修正後

（3）関東運輸局交通政策部環境・物流課に報告して下さい。

倉庫協会については感染者情報について当初国交省からの要請を受け、本指針に報告するよう掲載しておりましたが、現時点ではプライバシー保護を含めた情報管理等の観点から報告の必要はなく、関東運輸局のみ報告で結構です。

以上